

静岡県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年3月17日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 鈴 木 澄 美
静岡県監査委員 佐 地 茂 人

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士山世界遺産センター	令和4年12月9日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 物品台帳の未作成 3 内 容 富士山世界遺産センターは、令和2年度及び令和3年度に取得した富士山ライブカメラの物品台帳を作成していなかった。 同センターは、令和3年6月の物品事務指導検査において、平成29年度委託事務の成果品として取得した物品の台帳作成が遅延していたとして注意を受けていたが、これが改善に結びついていなかった。	
【措置の内容】 富士山ライブカメラは、令和3年3月に契約した「令和2年度～令和3年度 富士山ライブカメラシステム導入業務委託」により取得した物品ですが、システム一式として認識していたため、物品台帳の作成をしていませんでした。 今回の注意を受けて、令和4年11月に、物品台帳を作成しました。 今後は再発防止策として、業務委託を執行する際に、成果品の物品台帳作成の要不要を記入するチェックシートを作成します。また、チェックシートを支出負担行為伺、完成検査復命及び支出票起案時に添付し、センターとして共通の認識を持ち、物品台帳の作成が必要な成果品については、完成検査終了後速やかに作成することを徹底します。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
畜産技術研究所	令和4年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 生乳の誤廃棄（同種事案の再発）</p> <p>3 内 容 畜産技術研究所は、令和4年1月19日に、職員が集乳用のパイプラインを貯乳タンクに接続するところを誤って排水管に接続したことに気が付かず乳牛の搾乳作業を行い、搾乳した生乳約800kg（7万8千円相当）を貯乳できずに廃棄してしまった。同所においては、前回の監査で同種の事案が発生したことから「注意」として監査結果を出して再発防止を求めたところであるが、これが改善に結びつかなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>前回の同種事案は、集乳用のパイプラインを貯乳タンクに接続せずに搾乳を行ったために生乳を誤廃棄したものであり、再発防止策として貯乳タンクにパイプラインが接続されていない状態では操作盤の搾乳スイッチが入らないよう設備改修工事を行うこととしていました。</p> <p>本事案は、この改修工事の直前に発生したものであり、職員の確認不足のため集乳用のパイプラインを貯乳タンクに接続するところを誤って排水管に接続したことによるものです。</p> <p>改修工事（令和4年1月25日）では、これらの配管接続ミスによる生乳の誤廃棄が物理的に発生しないよう対策を講じました。また、貯乳タンクの接続口及びパイプラインの側面に青色の、排水管の接続口とパイプラインの側面に赤色の表示を施すことで接続状況を認識しやすくしたほか、搾乳に従事する職員に二人一組で指差し呼称での接続確認を徹底することとしました。</p> <p>今後も、全職員に対し、コンプライアンスの遵守と各々の作業の的確な実施について注意喚起を行い、適正な業務の執行に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松土木事務所	令和4年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事の不適切な契約手続</p> <p>3 内 容 浜松土木事務所は、令和4年度に工事の入札を執行した制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）において、入札公告に随意契約移行基準を明示していなかったにもかかわらず、随意契約に移行し契約を締結した。さらに、最高評価値であった者から見積書を徴すべきところ、最も価格が低い者のうち、最高評価値であった者から見積書を徴して、契約書を締結していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）において、入札公告に随意契約移行基準の記載がなく、随意契約へ移行できなかったにもかかわらず、担当者及び上司がそれに気付かず随意契約に移行してしまったこと、さらに、基準では最高評価値であった者から見積書を徴すべきところ、担当者が判断を誤り、上司が誤りに気が付かなかったことから、最も価格が低い者のうち、最高評価値であった者から見積書を徴し、本来の落札候補者ではなかった者と随意契約を締結したものであります。</p> <p>再発防止策として、①入札公告の決裁時のチェックリストに随意契約移行基準の記載の確認を追加、②入札手続き及び判断を誤らないよう、入札手続き及びその根拠等を記載した入札マニュアルを新たに作成し上司と担当者が共有することにより、同様の誤りが発生しないよう早急に取り組みました。</p> <p>今後は、上司及び担当者によるチェックの徹底を図り、適正な入札手続きの執行に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松土木事務所	令和4年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 河川占用料の不適切な徴収</p> <p>3 内 容 浜松土木事務所は、平成27年度から令和3年度までの間、河川占用料の徴収において、減免制度の適用を誤り、過徴収71,200円が発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、河川改修に伴って平成27年度に農業用水施設が改修され、その占用を許可した際に、減免制度の適用を誤り、占用料を徴収していたものです。</p> <p>当該河川の一部を浜松市に移管するため、令和3年度に占用工作物の状況を確認した際、本来は占用料免除の規定を適用するべきであったことが判明しました。</p> <p>誤徴収の対象となった占用者に対しては、その理由を説明の上、平成29年度から令和3年度までの占用料について、令和3年度及び令和4年度に還付を行いました。</p> <p>再発防止策として、許可申請及び更新時のチェックリストに、減免対象の確認事項について具体例を追加することで注意喚起しやすくするとともに、担当者、班長等の複数でのチェックを徹底することとしました。</p> <p>また、減免制度の適用について、経緯の記録が残されておらず、不適用とした理由が明確でなかったことが、誤徴収を長期に渡らせた理由の一つであることから、規定以外の取扱いを行う場合には、その経緯を文書として残しておくことを徹底することとしました。</p> <p>今後は、減免制度の適用に際し、上記の対策を徹底し、適正な制度運用に努めます。</p>	